

鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物税の課税の適正化を図るため、県内の産業廃棄物最終処分業者又は産業廃棄物中間処理業者（以下「補助事業者」という。）が産業廃棄物処理施設計量器整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するのに要する経費について、予算の範囲内において鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
産業廃棄物運搬車両の重量を計測する設備（付随する電算処理システム機器を含む）の新規導入、更新及び改修に要する以下に定める経費 ア 設備費 イ 工事費 ※ 改修については、補助対象経費の額が20万円以上であるものに限る。	補助対象経費の2分の1以内 （ただし、補助金額については、新規導入及び更新の場合は、2百万円以内、改修の場合百万円以内とし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 設置予定の計量器の概要を示す資料
- (4) 見積書の写し
- (5) 県税を未納していないことを証明する納税証明書

3 補助金交付申請をする場合は、当該補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。

4 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(2) 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、産業廃棄物運搬車輛の重量を計測する設備（付随する電算処理システムの機器を含む）とし、あらかじめ取得財産処分承認申請書（別記第4号様式）を提出し、承認を受けるものとする。この場合において知事は、補助事業者が補助事業により取得した財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

なお、規則第21条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1によるものとする。

(3) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分で30%を超える増減

(2) 補助事業内容の著しい変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第7号様式）

(2) 変更収支予算書（別記第8号様式）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第9号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第12号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、別記第13様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第14号様式）
- (2) 収支精算書（別記第15号様式）
- (3) 完成写真
- (4) 検査調書の写し
- (5) 領収書又は請求書の写し

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第16号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第12条 規則第16条第1項の規定による補助金等交付請求書は、別記第17号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払いにより交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は別記第18号様式のとおりとし、同項の関係書類は、支払計画書（別記第19号様式）とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金交付申請書

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金を下記のとおり交付
くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請し
ます。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設置予定の計量器の概要を示す資料
- (4) 見積書の写し
- (5) 県税を未納していないことを証明する納税証明書

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

1 事業計画の目的（必要性）

2 事業計画の概要

（1）事業実施場所（住所）

（2）事業の内容（施設の型式や規模、附帯工事の内容等について記載すること）

3 事業実施の予定期間

年 月 日 ～

年 月 日

4 産業廃棄物処分業許可の状況

（1）事業の区分

（2）許可番号

第 号

5 添付書類

（1）事業実施場所位置図、付近見取図

（2）施設構造図

（3）設計計算書

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入 (単位：円)

科 目	予 算 額	内 訳
自己資金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支 出 (単位：円)

経費区分	補助対象経費	内 訳
合 計		

※ 経費区分欄は、第2条の経費区分に基づき記載すること。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

取得財産処分承認申請書

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金により取得した財産
を下記のとおり処分したいので、鹿児島県補助金等交付規則第21条の規定により申請しま
す。

記

- 1 財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

第 5 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 4 条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

補助金の額 金 円

第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度鹿児島
県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島
県補助金等交付規則第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）

2 変更の内容

3 変更の理由

4 関係書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書

第 7 号様式（第 6 条関係）

補 助 事 業 変 更 計 画 書

当 初 計 画	変 更 内 容 （理 由）

第 8 号様式（第 6 条関係）

変 更 収 支 予 算 書

1 収 入 (単位：円)

科 目	変更前	変更後	内 訳
自己資金			
借 入 金			
補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支 出 (単位：円)

経費区分	補助対象経費		内 訳
	変更前	変更後	
合 計			

年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業変更
（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業の変更（中止・廃止）については、鹿児島県補助金等交付規則第 7 条の規定により承認します。

年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業
変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額

(1) 前回までの補助金交付決定額 金 円

(2) 今回補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

第11号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業中止（廃止）
承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度鹿児島
県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、
鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により承認を
申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業について、鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対して取った措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注） 遅延の理由を実証する書類を添付すること。

第13号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度鹿児島
県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付
規則第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 完成写真
- (4) 検査調書の写し
- (5) 領収書又は請求書の写し

事業報告書

1 事業計画の目的

2 事業実績の概要

（1）事業実施場所（住所）

（2）事業の内容（施設の型式や規模，附帯工事の内容等について記載すること）

3 事業実施の期間

年 月 日 ～

年 月 日

第15号様式（第10条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入

（単位：円）

科 目	予 算 額	実 績 額	内 訳
自己資金			
借 入 金			
補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支 出

（単位：円）

経費区分	補助対象経費		内 訳
	予 算 額	実 績 額	
合 計			

年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

補助金交付確定額 金 円

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく
年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により，下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未 請 求 額	円

預金口座番号
（金融機関名）

当座
普通 号
本・支店

フリガナ
預金口座名義人

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金を鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

交 付 決 定 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 申 請 額	円
残 額	円

2 概算払を必要とする理由

3 関係書類

(1) 支払計画書

支 払 計 画 書

（単位：円）

経費区分	種 別	仕 様	金 額	契約年月日	入手年月日	設置年月日	支払年月日	概 算 払 受領済額	概算払 請求額	備 考

（注） 1 予定のものについては（ ）書きとすること。
2 入手年月日とは補助対象物件が納品された日をいう。
3 設置年月日とは補助対象物件を検収した日をいう。
4 経費区分ごとに小計をとること。